

日高教「2008年度高校生の修学保障のための調査」

はじめに

日高教は1999年度以来、毎年「高校生の修学保障に関するアンケート調査」を実施し、高校生の修学実態を社会にアピールしてきました。11年目の2008年度は名称を「高校生の修学保障のための調査（以下「2008年度修学調査」）」と変更し、教育費の無償化をめざして、経済的理由で高校をやめざるをえない生徒を一人も出さないためのとりくみを、広く父母・国民のみなさんに呼びかけていきたいと考えています。

「08年度修学調査」では、修学の実態をさらに明らかにするために今までの調査項目を精査し、対象校を拡大しました。日高教傘下の高教組を通じて各道府県・政令市ごとに全日制普通科6校、専門学科（商、工、農など）3校、総合学科1校、定時制3校を対象に依頼し、26道府県4政令市235校（全日制194校、定時制41校）から回答が寄せられました。以下はこの調査結果をまとめたものです。

．「2008年度修学調査」の特徴

「2008年度修学調査」の特徴は、貧困と格差の深刻さが教育格差を助長するだけにとどまらず、高校生の修学を困難にしている様々な実態が明らかになったことです。

公立高校といえども、授業料などを含めた学校納付金と、制服や教科書などの各自購入金を合計した、初年度保護者負担金の最高額は、40万円を超えます。また、通学費負担も家計に重くのしかかり、初年度保護者負担金を上回る実態が明らかになっています。

こうした中で高校生の修学を守るために、公的な援助が必要であるにもかかわらず、国は「受益者負担」主義で授業料の値上げを繰り返し、各自治体はそれに追随して授業料を引き上げています。教育行政は、高校生の修学を守る立場に逆行し授業料減免基準を厳格化していますが、それにもかかわらず、減免者が増えている実態が学校現場から報告されています。授業料徴収の厳格化や、県の条例などを根拠にして、行政処分がおこなわれている実態も明らかになっており、高校生の修学が脅かされています。

回答者からは、授業料減免や奨学金の基準緩和、手続きの簡素化を強く求める声が上がっています。各学校では、保護者の教育費負担軽減のために、学校納付金の見直しや教材の購入の仕方などに工夫を凝らしていますが、今後さらにとりくみを強めることがもとめられます。

1．公立高校でも重い保護者負担

（1）初年度負担金額が40万円を超える実態

2008年4月には、入学金などが納められないという理由で、入学式に出席させないという事態が起きました。しかし、入学時の保護者負担は「2008年度調査」から、高額になることが明らかになっています。回答があった学校からの保護者の初年度納付金や各自購入品などの最高額は、全日制女子で41万7,033円、男子で40万8,245円、定時制女子では21万7,600円にものぼります。

負担総額の平均は、全日制女子で31万4,828円、同男子で30万8,628円、定時制女子で13万1,364円、同男子で12万9,056円となっており、公立高校といえども家計の教育費負担がズッシリと重くのしかかっていることが浮き彫りになりました。

生徒は、制服を買い、教科書・副教材、体操着、シューズなどを購入して入学式に臨むわけですから、入学時の負担は大変大きなものです。経済的に困難を抱える家庭にとって、定時制は高校教育の重要なセイフティーネットですが、その定時制で初年度負担金の最高額が21万円を超えるという事態は、もはやセイフティーネットの役割を果たせない状況となっています。

(2) 授業料より負担が重い学校納付金

学校納付金には、いわゆる「団体会計」あるいは「私費会計」と呼ばれている、PTA 会費や、生徒会費、同窓会費、後援会費、学年費、修学旅行積立金、進路指導費、部活動振興費、冷暖房費などがあります。これらの項目は、個人にかかわる学習費を徴収しているものもありますが、PTA 会費や後援会費などは学校の施設設備や教育条件にかかわって支出されている項目も多くなっています。PTA 会費の全日制の最高額は 6 万 1,200 円、最低額は 500 円、定時制の最高額は 1 万 2,200 円最低額は 1,750 円です。後援会費の最高額は全日制で 3 万 4,000 円、定時制で 2 万円ですが、全日制・定時制ともに徴収していない学校もあります。部活動振興費も全日制の最高額 3 万 4,000 円、定時制の最高額 6,000 円ですが、全日制・定時制ともに徴収していないところもあり、学校納付金額の差も大きくなっています。

学校の施設整備や教育条件にかかわる費目については、公的な教育予算で措置されるべきです。自治体の財政悪化を口実にして教育予算が削られ、その分を PTA 会費の値上げで肩代わりさせるという動きが、一部の自治体にみられます。安易に保護者負担を増加させることはあってはならず、見直すべきです。

その一方で卒業生による卒業記念品を廃止する、授業料減免者には諸会費の一部も免除する、兄弟がいる場合の徴収は一人分にする、PTA 会費を値下げするなど、保護者負担軽減の努力をしている学校もあります。問題として浮かび上がってきていることは、生活保護世帯は、諸会費の減免適用から除外されてしまうケースがあることです。それは、生活保護世帯は授業料減免基準の対象外になっているためです。各学校においても、生活保護世帯に対する諸費の減免を柔軟に適用することがもとめられます。

(3) 各自購入金の負担の重さ

各自購入金について回答があった全日制 81 校のうち、男子では最高額が 13 万 7,320 円、女子では最高額 16 万 502 円です。回答があった定時制 13 校のうち、男子の最高額は 8 万 6,100 円で、女子では最高額 11 万 5,100 円となっています。普通科と専門学科とでは、購入しなければならない教材や実習服など金額の差は出てきますが、各学校や専門学科でも負担軽減できる物は早急に見直す必要があります。

各自購入金で、一番高額になるものは制服です。教科書代や副教材費も保護者に大きな負担になっています。また、ポケットコンピューターなど、同じ企画の製品を買わせるため、高額な負担となっています。

保護者負担の軽減が検討されている学校では、制服の素材・メーカーなどの見直しや、使用頻度の少ない製図器などは備品として準備し貸与する、教科の公費で一学級分まとめて用意し各学級で回しながら使用する、副教材を見直すなどの工夫がおこなわれています。また、学校によっては「学校徴収金等検討委員会」を開催し、各自購入品の企画変更、価格改定、新規物品についてはその都度審議決定している、など保護者の負担軽減がとりくまれています。今後さらに、各学校で保護者負担の軽減を検討していくことがもとめられます。

(4) 国の指導が自治体の授業料値上げになっている構造

2007 年度に地方財政計画の基準額が改定され、授業料が全日制で 11 万 8,000 円に、定時制で 3 万 2,400 円に引き上げられました。そのことによって、2007 年度は授業料を据え置きにしていた自治体が、2008 年度は授業料を相次いで値上げしています。特に定時制で、ここ数年大幅に授業料を引き上げている自治体が目立ちます。定時制は高校教育の重要なセイフティーネットであることを考えると、値上げするよりもむしろ引き下げるべきです。全日制では、基準額の改定に合わせて自治体が授業料を値上げしていく図式がはっきりと表れています。貧困と格差が拡大する中で、教育費の保護者負担が増大しており、高校生の修学を保障する観点から、授業料は値上げするべきではありません。

(5) 高額な修学旅行積立金

修学旅行の積立金は、回答があった全日制 184 校では、約 8 万円台から 10 万円台に集中する傾向が

あらわれています。行き先が海外になる場合は 17 万円以上かかっている実態があり、家計への負担が大きくなっています。修学旅行の金額が高いほど、保護者の学校納付金の負担が重くなっている実態が明らかになりました。各学校では保護者負担を十分考慮に入れて、修学旅行先を検討していくことがもとめられています。

全日制の平均額 9 万 9,527 円と定時制の平均額 8 万 2,568 円を比較すると、約 1 万 6,000 円の差ですが、回答があった定時制高校 36 校のうち、9 校は経済的負担から修学旅行を実施していません。実施している定時制高校でも、「3 年に一度、2 年生から 4 年生の希望者でおこなう（長野）」、「2 年に一度 3・4 年生合同でおこなう（岡山）」などの例が報告されています。経済的な理由によって、修学旅行の参加が左右される状況は、日常の教育活動において決して好ましいものではありません。

（ 6 ）重くのしかかる通学費負担

通学費の最高金額は、回答があった 107 校のうち、10 万円以上の生徒がいる学校が 30 校、20 万円以上の生徒がいる学校は 26 校、30 万円以上の生徒がいる学校は 16 校となっており、これを合計すると 67.3% に達します。年間 50 万円を超える例も報告されており、学校納付金や各自購入金の合計よりはるかに重い額が家計の負担となっている実態が浮き彫りになりました。

中には年間最高額が 177 万 6,000 円に達している例もあり、多様化再編・統廃合や学区拡大の影響によって、生徒は遠距離通学を強いられている実態が鮮明になりました。地方では、交通手段が第 3 セクターやバスなどの交通機関を利用するために高額になることが、通学費を押し上げている理由の一つになっています。

全国的に定時制の統廃合が強引にすすめられ、定時制高校生の通学費の最高金額は 43 万 4,100 円となっており、年間の学校納付金と各自購入品の合計を遥かに上回る重い負担となっていることは看過できません。

「定期が買えない（新潟）」「家族の生活費に当てはめるために、定期を解約した（埼玉）」「バス代が最低料金ですむバス停で降り、後は歩いて学校へ行くため 7 時半には家を出る（北海道）」「その日のバス代がないので、片道 4 時間かけて歩いて学校まで行った（青森）」という例は枚挙にいとまがないほど報告されています。通学費が高くて高校に行けない生徒が増えていることが、学校現場の声から伝わってきます。

遠距離や高額な通学費負担に対する保護者負担軽減の見地から、通学費補助を支給、拡充する自治体があります。国の責任で、通学費の補助制度を拡充することがもとめられます。

2. 授業料について

（ 1 ）授業料滞納の深刻な実態

授業料滞納については、進学率と滞納率の相関関係がみられます。どの学校でも滞納者が一定の割合で存在することが明らかになっており、高校生の修学に深刻な影響を与えていることが改めて浮き彫りになりました。

全日制普通科のある学校では、滞納者が 42.0% に達しています。経済的困難を抱える生徒が、特定の学校に集中している実態が明らかになっています。とりわけ定時制では、回答があった 37 校のうち滞納率が 40% を超える学校が 3 校あり、滞納率がもっとも高い学校は 69.2% に達するなど、事態の深刻さが切実に伝わってきます。

回答者からは、滞納月数に応じた保護者との面接の強化や、進級・卒業の延期、停学・退学を実施する制度が強化されているという報告が相次いでいます。また、自治体の条例にもとづく停学や退学などの処分も報告されています。自治体によっては、授業料滞納者に対する法的措置が制度化されたり、実際に摘要されたりしています。授業料の滞納に対して、延滞金を科す自治体も現われました。

これらは憲法に定められた教育の機会均等に反し、経済的理由で高校教育から排除するものであり、看過できません。

(2) 拡大する授業料減免者

授業料減免については183校から回答があり、進学率と減免率との間には相関関係があります。進学率が70%を超える学校でも、減免率が30%近い学校もあり、授業料減免者が拡大していることが明らかになっています。定時制では、回答があった学校のうち、22.5%の学校で減免者率が3人に1人になっており、最も減免率が高い学校では61.5%にもものぼっています。

授業料減免が受けられなかった具体的な例として、「保護者は非課税だが、同居している親族に一定の収入があり、住民票上は同一世帯になるため非該当になった(青森)」「父親が失職したが母親の市町村民税が課税されたため(埼玉)」、「前年度減免だったが、生活が少しでも楽になるように母のパートを増やしたため、所得基準をオーバーした(京都)」、「祖父母の年金を合算したため基準をオーバー(佐賀)」、「障害者年金受給による収入増(佐賀)」などの実態が報告され、深刻な状況になっていることが改めて明らかになりました。保護者の雇用の確保と生活支援、生徒の修学支援がもてめられています。

回答者からは、「減免制度改善のために必要なこと」の項目の中で、「家計収入基準の緩和」が強く求められています。生徒の家庭生活の実態からの切実な要望として、「兄・姉・祖父母の収入は生徒の授業料に直接関係しないので、換算率をもっと下げてほしい」という声が寄せられています。添付書類の簡素化や、減免制度の広報の徹底は予算措置を講じなくても、すぐに改善できる課題です。

3. 修学支援に関する制度について

(1) 高校奨学金について

回答があった学校の奨学金の受給者率は、全日制151校、定時制32校の中で、最も高い学校でそれぞれ30%に達しています。進学率の高低にかかわらず、奨学金を必要としている家庭が広がっていることを示しています。

回答者からは「印影が少しでも不鮮明だと書類が返却されたり、住所の書き方が種類によって少しずつ異なるので訂正しなければならず大変」「保証人を見つけるのが非常に大変」という声が寄せられており、奨学金申請の煩雑さが伝わってきます。奨学金を利用するハードルをもっと引き下げ、手続きを簡素化する必要があります。

(2) 大学・短大予約奨学金制度について

大学・短大の予約奨学金について、無利子制の第一種奨学金は希望者4,556人に対して、内定者数は1,203人で、内定率は26.4%にとどまっています。それに対して有利子の第二種奨学金は希望者5,172人に対して、内定者は5,395人で内定率104.3%になっています。無利子で奨学金を借りたかたにもかかわらず、やむをえず有利子の奨学金を借りている実態が明らかになっています。

国が無利子枠を縮小し、有利子枠を拡大する奨学金政策は、まさに「民間の教育ローン化」になっていると指摘せざるをえません。学生支援機構は2009年度以降、奨学金返還の「滞納問題」を解決する手段として、個人信用情報機関の活用、法的措置の強化、滞納の多い大学名の公表などをすすめ、公的奨学金制度の根本的な性格を変えようとしています。これは、卒業後の就職がますます厳しくなり、多額の奨学金を返せるか見通しを持つことができない状況のもとで、経済的な理由によって高校生の進学を断つことになりかねません。

予約奨学金制度には、専門学校が位置づけられていない点も、課題として残されたままです。

(3) 修学奨励金について

回答があった定時制高校21校のうち、受給者が5%未満の学校が過半数の12校となっています。これは、修学奨励金の受給基準が厳しくなっているためです。また、4年間で卒業することを条件にしているため、途中で退学した生徒はその時点からすぐ返還を求められるため、学校としてこの制度をすすめるににくいという制度上の問題点があります。その結果、受給生徒数が抑制されているという実態があり

ます。

(4) 定時制生徒の教科書給与・夜食費補助について

教科書給与、夜食費補助の基準が厳しくなり、この制度そのものを「廃止」や「廃止を検討中」という自治体が増えてきています。働きながら修学に必要な費用を自分で捻出している定時制高校生にとっては、教科書給与や夜食費補助を削減・廃止することは、学ぶ権利を奪うことにも等しい行為になります。国は、補助金制度を復活させ、定時制高校生の修学を守るべきです。

4. 回答者からの実態告発と改善を求める声

(1) 高校生の生活実態の告発

回答者からは、「2割の家庭がシングルマザーで、3割は生活困窮家庭である。小泉構造改革における弱肉強食の世界が弱者家庭を襲った結果、授業料減免者の推移が平成13年度9件だった数が右肩上がりです。毎年増え続け、20年度は41件に達している。格差と貧困が広がりつつあることが本校の保護者家庭を見ているとよくわかる。9条の形骸化ばかりか25条(生存権)までが形骸化し、家庭生活そのものが脅かされている。(群馬)」という切実な声が寄せられています。この声に象徴されるように、構造改革による貧困と格差が高校生の修学をますます困難にしている実態が浮き彫りになっています。

「入学時14名のクラス担任。現在3年生11名。3名の生徒が経済的な家庭の事情で転学(2名定時制)、中退(1名)。3名とも生活保護を受けていた家庭の子。憲法と1947教育基本法からすれば、子どもの学習権の侵害。国の教育政策、教育行政の横暴で、子どもたちは虐待されている(北海道)」、「滞納者家庭宅に訪問しても、現金の持ち合わせがないほど困窮している家庭が多い(埼玉)」、「困難を抱えた多様な生徒が増え、湯浅誠氏の指摘する『貧困』が広がっていることを実感する(山梨)」と報告されているように、貧困と格差の拡大が高校生の修学を脅かしている実態が、全国的に拡大しています。

(2) 高校生の修学を脅かす経済状況の悪化

「保護者の状況が一段と悪化してきている(岐阜)」、「社会状況がどんどん悪くなり、生活状況の悪化が生徒の学校生活に大きな影響を与えています(大阪)」、「身近にリストラの話しを聞かされる(大阪)」と報告されているように、昨年秋の経済危機以降、事態はいっそう深刻さと複雑さの度合いを深めています。

高校生の修学を保障することは、もはや一刻の猶予もありません。「減免など申請件数も増えていて不況の影響を感じる。年度途中で経済的困難さが判明しても、減免が遡及しないことや、奨学金が春先に集中していることなど、柔軟に対応できない事情がある。(横浜)」という深刻な実態が報告されています。学校現場からは「給与削減、失業など、生活困窮による免除申請者の数は年々増加している。申請書類を見る限り、明らかに苦しい状況と理解しつつも、免除決定の基準となる生活基本額があまりにも低いので、免除不認定とするケースも少なくない(北海道)」という苦悩も聞こえてきます。

また、高校卒業後にも貧困と格差が重くのしかかり、「生活保護受給世帯の生徒が、保護費減額を避けるため、自宅から出たいと申し出てくる。アパートの家賃など支払えるわけなく、結局“寮”のある職場を探す。しかも車免許不要の職場。おのずと職種は限られる。つきたい仕事なんて言えない現実がある(北海道)」と告発されています。

(3) 高校生の修学を保障するために

こうした中で、学校現場からは「定時制に通学している生徒は、すべて弱者である。この弱者に学校で学べる喜びを与えてこそ、私の納税の意味があると思っている。また、定時制授業料は集金にかかる経費を考えれば無償にすべきだ(群馬)」、「授業料を含め様々な費用を無償にすべき(長野)」、「教育費を無償化し、誰もが教育を受けられることは国の発展のために極めて重要なことであると感じる。奨学金といっても日本の奨学金は返済しなくてはならないので、教育ローンと呼ぶべきである。その制

度が不要な政策が望まれる（岐阜）」と、教育費の無償化を求める声が切実に上がっています。

また、「入学後の奨学金制度はあるが、合格後直ちに必要となる入学金に対する制度が不備（横浜）」、「書類提出から結果が出るまでもっと短くなると良い。父子家庭や祖父母が年金で孫の養育をしている家族への配慮があると良い（岐阜）」、「急激な経済状況に対応した奨学金や授業料減免制度がないため、大変厳しい生徒がいる（京都）」というように、制度の不備の指摘や具体的な改善の方向性も提案されています。

高校生の修学を保障するための日高教の提案

1. 緊急提案

(1) 保護者の失業・解雇・倒産など経済状況が急変した家庭に対する、「緊急採用奨学金制度」の拡充を国や自治体にもとめます。

書類を簡素化し、連帯保証人を必要とせず、早急に受給できる制度に国や自治体の責任で改善すること。

無利子にすること。

返還を求めない給付制奨学金制度を新設すること。

現在、自治体などでおこなわれている高校、大学・短大、専門学校の入学金準備金制度の拡充を、国の責任でおこなうこと。

(2) 授業料減免制度の拡充をもとめます。

年収 500 万円以下の世帯については授業料を全額免除とすること。

授業料の地方交付税算定基準を引き下げて、各都道府県が減免基準の緩和をできるようにすること。

授業料減免は、遡及できる制度に改善すること。

(3) 授業料滞納を理由にした処分をおこなわないように、自治体をはじめ関係団体にもとめます。

自治体は条例にもとづいた法的措置をおこなわないこと。

滞納を理由にした、停学、退学、卒業延期などの処分をおこなわないこと。

2. 5つの提案

「2008 年度修学調査」から明らかになった、貧困と格差によって高校生が修学と進路を断念せざるをえないような状況は、一刻の猶予もなく改善されるべきです。日高教は高校教育の無償化だけでなく、国際人権 A 規約第 13 条 2 項(b) および(c)の完全実施で、高等教育の無償化を強くもとめます。

私たちは、生徒の修学と進路を保障し、高校生・青年の未来をひらく二つの運動を提起し、お金の心配なく教育が受けられるように、次の 5 つを提案します。

教育予算を増やし、授業料を引き下げる

日本の教育予算は OECD 加盟 30 カ国のうち、29 位です（07 年文部科学省「教育指標の国際比較」より）。日高教は教育予算を大幅に増額し、保護者の教育費負担を軽減することを文部科学省にもとめます。

また財務省は、「高校授業料は使用料」という考え方を改め、地方交付税の算定基準を引き下げるべきです。

授業料の減免制度と修学援助を拡充する

今すぐ実行できる都道府県の施策は、授業料減免制度や修学援助の拡充です。その基準は都道府県毎に定められていますので、条例の改定などで受給者を増やし、児童・生徒の修学を保障することができます。財政悪化を理由にした受給基準の厳格化は、憲法で定められた教育の機会均等を脅かすものです。

政府は、地方交付税に関わる授業料等の積算単価を見直し、地方に手厚くすべきです。

奨学金制度を拡充する

奨学金は貸与制でなく給与制にし、卒業後の返済を心配せず安心して高校生活を送れるようにすることがもとめられます。非正規雇用が拡大し、若者の2人に1人は不安定雇用が広がっている現在、卒業後に確実に奨学金が返還できるか、保護者や高校生に不安が広がっています。当面、返還猶予制度を拡充することがもとめられます。政府は奨学金の予算を増額し、都道府県も予算をしっかりと確保することが必要です。

とりわけ、大学・短大の奨学金については、有利子枠を直ちに撤廃し、すべて無利子にするべきです。

公費で負担すべき教育費の保護者負担を解消する

憲法に定められた教育の機会均等を保障するため、教育費の公費負担を拡充することをもとめます。義務教育に準じて教科書の無償化などをすすめ、保護者の教育費の負担を軽減するべきです。

将来に向けて教育費の無償化計画を立てる

教育費の無償化は世界の流れです。

国際人権規約 A 第 13 条 2 項(b)および(c)は、中等教育・高等教育の無償化の漸進的導入を定めていますが、この条約の締約国 151 カ国(05 年 1 月 25 日)のうち、上記の 2 項を留保しているのは、日本、ルワンダ、マダガスカルの 3 カ国だけです。また、OECD30 カ国のうち、高校の授業料が無償でないのは、日本、韓国、イタリア、ポルトガルの 4 カ国だけです。

日高教は、憲法を守り子どもの権利条約を活かして、国民の皆さんとともに教育費の保護者負担軽減と、高校生の修学を保障する共同のとりくみをすすめます。

高校生の修学保障のための 調査のまとめ

調査の概要

1. 調査の趣旨

貧困と格差が拡大し、高校生の修学にも深刻な影響を与えています。2008年4月には、入学金などが未納だったことを理由に、入学式に出席させず別室で待機させるという事態が起きました。そのことをきっかけに、授業料滞納問題が新聞などでも頻繁に報道され、社会問題として大きくクローズアップされ、週刊誌などでも子どもの貧困に関する特集が組まれました。

これらの中で、授業料滞納は「親のモラル」や「自己責任」でなく、社会構造に問題があることが明らかになっています。「子どもの貧困率(2000年)」(OECD2005年)によると、OECD加盟国中、唯一日本だけが政府による「所得再配分」後、子どもの貧困率が悪化しています。

日高教は「高校生の修学保障に関するアンケート調査」を毎年実施し、高校生の修学実態を学校現場からリアルにとらえ、社会的にアピールしてきました。11年目にあたる2008年度は、「高校生の修学保障のための調査」と名称を変え、授業料を払えず高校を続けられない生徒をなくすため、保護者や地域の方々とともに教育予算の増額を求め、教育費の無償化をすすめるための資料として活かします。

2. 調査の対象

- (1) 日高教組織のある27道府県・4政令市の公立高校
- (2) 各道府県・政令市で、全日制普通科6校、専門学科(商、工、農など)3校、総合学科1校、および定時制3校を抽出

3. 調査の方法

- (1) 調査用紙にもとづくアンケート方式
- (2) 回答者：各校の授業料担当事務職員または教員

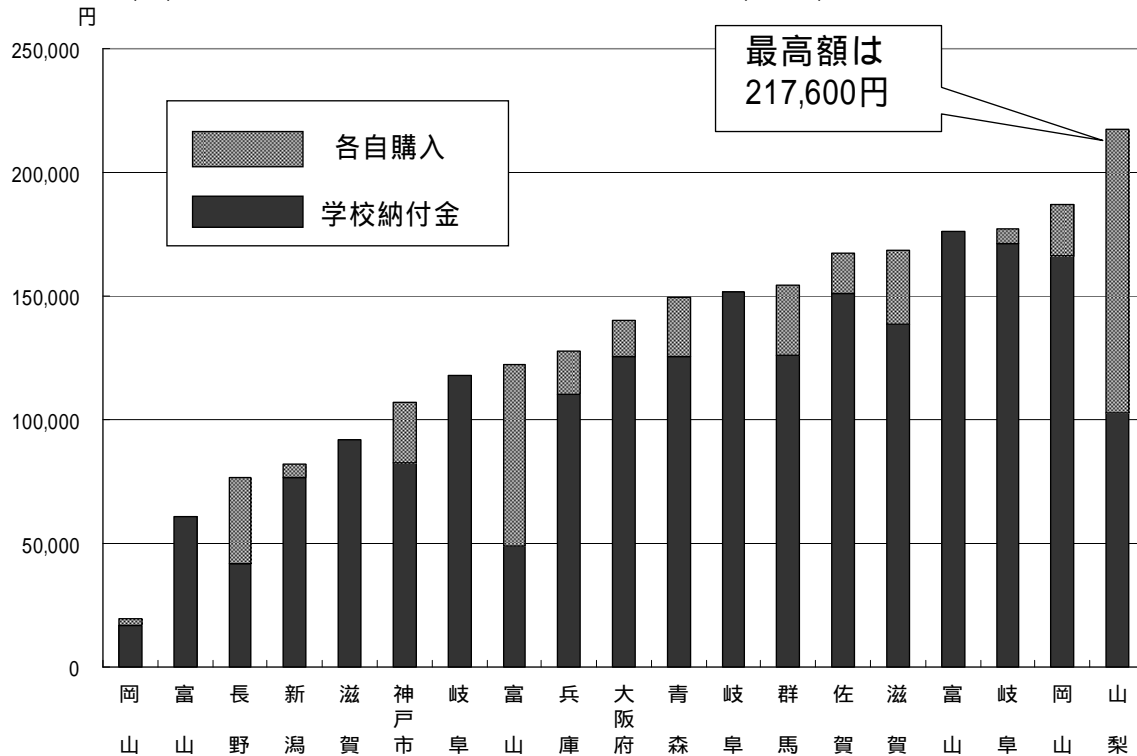
4. 調査の実施時期

2008年10月

5. アンケート回収状況

- (1) 今回の集約は、以下の26道府県・4政令市からの回答をまとめました。
北海道・青森・秋田・福島・群馬・埼玉・山梨・新潟・富山・長野・岐阜・静岡・愛知・滋賀・京都府・大阪府・兵庫・和歌山・島根・岡山・山口・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・横浜市・京都市・大阪市・神戸市
- (2) 回答校数
235校(全日制194校、定時制41校)
なお、235校の在籍生徒総数は115,123人です。

(3) 定時制調査校別の初年度保護者負担金額(女子)



定時制男子の保護者負担金額は女子とほぼ同額
各自購入金額が男女で違うのは下記の3校
長野...体育用品 女子 15,000円 男子 19,200円
富山...制服 女子 57,060円 男子 38,010円
山梨...制服 女子 90,000円 男子 61,000円

(4) 初年度保護者負担金の平均金額

	全日制 64校平均	定時制 19校平均
男子	308,628円	129,056円
女子	314,828円	131,364円

経済的な理由などで修学が困難な生徒には、授業料が減免される制度がありますが、授業料は年間で全日制は約118,800円、定時制で約32,400円です。授業料は免除されても、実際には学校納付金や各自購入品などで、その2倍から3倍もの金額が必要とされています。また、生徒によってはこの他に通学費、部活動の費用(用具代・ユニフォーム代・遠征費)などがかかります。

(3) 授業料等初年度学校納付金平均金額 (年額)

	学校納付金	学校納付金・(入学金+授業料)	学校納付金の最高額	最低額
全日制 99 校平均	220,121 円	94,990 円	311,332 円	136,875 円
定時制 23 校平均	99,047 円	66,903 円	176,290 円	16,870 円

(4) 初年度学校納付金額が多い学校(全日制)

	A 校(新潟)	B 校(長野)	C 校(兵庫)	D 校(兵庫)
入学金	5,650 円	5,650 円	5,650 円	5,650 円
授業料	118,800 円	118,800 円	118,800 円	118,800 円
PTA 会費(含入会金)		6,500 円	4,800 円	5,000 円
生徒会費(含入会金)	10,000 円	3,300 円	6,000 円	7,000 円
同窓会費		1,000 円		
後援会費	6,000 円			
各会会費	6,000 円	1,495 円		
学年費	75,000 円		48,050 円	23,450 円
修学旅行積立金	65,000 円	80,000 円	114,000 円	131,500 円
部活動振興費	2,000 円	3,500 円		
進路指導費	1,000 円			8,000 円
冷暖房費				
設備費				
その他	21,882 円 (諸経費)	90,000 円 (予納金)	8,000 円 (教育振興費 6000 円・家庭科 実習費 2000 円)	5,000 円 (教育振興費)
計	311,332 円	310,245 円	305,300 円	304,400 円

(5)初年度学校納付金が多い学校(定時制)

	E校(富山)	F校(岐阜)	G校(岡山)	H校(岐阜)
入学金	2,100円	2,100円	1,400円	2,100円
授業料	51,840円	32,400円	35,640円	32,400円
PTA会費(含入会金)	1,750円	12,200円	8,000円	9,000円
生徒会費(含入会金)	4,700円	4,800円	6,000円	4,000円
同窓会費				1,600円
後援会費			20,000円	
各会会費		3,550円		
学年費	45,000円	53,250円	24,000円	15,350円
修学旅行積立金	65,000円			33,120円
部活動振興費		6,000円		1,500円
進路指導費				
冷暖房費				
設備費				1,000円
給食費		56,700円	59,000円	51,430円
その他	5,900円 (教育振興費)		12,000円 (教育振興費)	
計	176,290円	171,000円	166,040円	151,500円